

角田市農林業関係補助事業の概要 【令和8年度版】

市では、農林業推進のため各種補助事業を用意しております。
具体的な内容についてはお気軽にご相談下さい。

問合せ先： 農林振興課 63-2119

【水田関係：農政係】

令和8年4月1日

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
1	畑作物の直接支払交付金	農業経営の安定を図るため、農産物の販売価格と生産コストの差額を助成	認定農業者、集落営農、認定新規就農者	【数量払】(生産量と品質に応じて交付) ●小麦 課税事業者向け 5,590円/60kg 免税事業者向け 6,000円/60kg ●六条大麦 課税事業者向け 5,710円/50kg 免税事業者向け 6,110円/50kg ●大豆 課税事業者向け 10,340円/60kg 免税事業者向け 10,910円/60kg ※上記金額は平均交付単価となります。 【面積払】 ●20,000円/10a(そばは13,000円/10a)	経営所得安定対策(国)
2	水田活用の直接支払交付金	※農林水産省のホームページで検索できます。 『経営所得安定対策等の概要(令和8年度版)』	販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する農業者等	●麦・大豆・飼料作物 35,000円/10a (多年生牧草：収穫のみは10,000円/10a) ●WCS用稲 80,000円/10a ●加工用米 20,000円/10a ●飼料用米※・米粉用米 収量に応じて 55,000円～105,000円/10a ※一般品種は55,000円～75,000円/10a	
3	米・畑作物の直接支払交付金(ナラシ対策)		認定農業者、集落営農、認定新規就農者	●米・麦・大豆等の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てん(農業者：1 国：3)	
4	農地利用効率化等支援交付金	将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援	融資主体支援タイプ 地域計画が策定されている地域(策定が確実であると市町村が認める地域含む)で目標地図に位置づけられた者等 ※配分基準ポイントが定められており、ポイントの高い経営体からの採択となります。要件を満たしていても、国で採択の判断がされるため、補助が確約されたものではありません。	融資主体支援タイプ 農業用機械・施設 事業費の3/10以内 【上限】300万円	【取組要件①(必須目標)】 付加価値額(収入総額-費用総額+人件費)の拡大 【取組要件②(選択目標)】 農産物の価値向上、単位面積あたりの収量の増加、経営コストの削減 【今後の取組に対するポイントの取組要件③(事業関連取組目標)】 経営面積の拡大、労働時間の縮減、経営管理の高度化

【担い手育成支援関係：農政係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
5	農地集約化促進事業	地域計画の早期実現に向け、農地中間管理機構(農地バンク)を通じた賃借等により、農地の集約化に取り組む地域に対して助成 また、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組や、地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域に対して助成	農地中間管理機構(農地バンク)を活用し、地域計画に基づいて農地の集積・集約化(団地化)に取り組む地域	●集約化加速タイプ 農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付【1.0万円～3.0万円/10a】 これに加え、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や受け手不在農地を活用した誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を交付【5.0万円/10a】 ●地域集約化実現タイプ 目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付【2.0万円～2.6万円/10a】	国：農地集約化促進事業
6	経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(3年以内)の所得を確保するため助成	●独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 ●独立・自営就農であること。 ●青年等就農計画等が以下の基準に適合していること。 ●独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ●前年の世帯所得が600万円以下であること。	●個人の場合 1年あたり 最大165万円 ●夫婦の場合 1年あたり 最大247.5万円 ※最長3年間	国：経営開始資金
7	農業後継者就農支援事業	農業後継者(親元就農)が就農する際に、経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●農業後継者として経営を委譲し、認定農家となったもの。 ●補助対象となる農業者が経営開始資金を受けていないこと。	●補助率：1/3 ※補助上限額：50万円 (一戸一度に限り補助します。)	市単独
8	新規就農者支援事業	新規就農者が経営規模拡大を行うための農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部を助成	農業機械の導入、施設の導入等の費用の一部 ●青年等就農計画を提出し、市の認定を受けていること。 ●補助対象となる農業者が経営開始資金を受けていること。 ●農業後継者就農支援事業を受けていないこと。	●補助率：1/3 ※補助上限額：50万円 (一人一度に限り補助します。)	市単独
9	農業経営法人化支援事業(農業振興事業)	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化に要する経費を助成	法人設立及び初期費用に要する経費 ①集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立された法人 ②複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人 ③複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている又は地域から雇用している法人 ④個人の農業者により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている又は地域から雇用している法人	●農業法人当たり：40万円	市単独

【林業関係：農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
10	みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	森林の保全管理や森林資源の利活用等、森林の多面的機能の維持増進及び山村の活性化に要する経費を助成	対象者： ①3名以上で構成され規約等が定められている組織 ②会費を徴収するなど、財政的な基盤がある組織 ③3年間の活動計画を策定し、活動目標と活動結果のモニタリングを実施すること等 対象経費：里山林の景観維持や侵入竹の伐採・除去、広葉樹の伐採・搬出等。	●補助率：10/10 (国75%、県12.5%、市12.5%)	申請は農林振興課経由で宮城県へ。採択は宮城県(大河原地方振興事務所)で行います。

※裏面につづく

問合せ先： 角田市農林振興課 63-2119

【園芸・果樹関係・農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
11	園芸特産重点強化整備事業	園芸特産物の生産振興と産地を育成するため、栽培施設等の整備や機械購入に要する経費を助成	【対象者】JAみやぎ仙南等 【対象経費】県の重点振興品目等の栽培施設などの整備や機械購入に要する経費	●1/2以内 (県1/3、市1/6)	市町村振興総合補助金(県)
12	園芸農業促進事業	施設園芸の普及と園芸作物の安定的な生産・供給を図るため、パイプハウス等の設置費用の一部を助成	【対象者】園芸作物を出荷している又は事業を実施した日から起算して2年以内に出荷を予定している生産者及び生産者団体 【対象経費】出荷のための園芸作物生産用パイプハウスの設置に要する経費	●1/3以内 (1棟につき上限50万円)	市単独
13	果樹苗木購入事業費補助金	中山間地域等の遊休農地解消を図り、また市内の果樹の普及推進を図るため、対象果樹(うめ、日本なし等)の苗木購入に要する経費の一部を助成	【対象者】うめ、日本なし等の栽培及び出荷をしている生産者又は生産者団体 【対象経費】苗木の購入に要する費用	●1/2以内 (苗木一本あたりの上限1,000円、事業費上限100万円)	市単独

【6次産業化関係・農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
14	角田市6次産業化支援事業	市内で生産される農畜産物を活用した6次産業化を推進するため、加工施設等の整備費等の経費を助成	【対象者】 (1)市内に住所を有する3戸以上の農業者によって組織する団体(規約等を有する) (2)市内に住所を有する農業者等で、市長が特に必要と認められた者 【対象経費】 自らが生産した農畜産物を活用し、新たに加工製造を行う際に必要となる施設、および設備の新設に要する経費(経費の合計額が100万円(消費税除く)以上であること)	●2/3以内 (400万円上限) ただし、施設の増改築に要する経費の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、300万円を限度とする。 ※国、県などの補助を受ける場合は、補助金などを除いた額の3分の1以内の額とし、400万円を上限とする。	市単独 ※大河原農業改良普及センターなどの指導を受けて、事業計画を策定する必要があります。計画を作成する前に必ず相談してください。 ※補正対応

【鳥獣被害対策関係・農林振興係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
15	農作物鳥獣被害防止対策事業	イノシシなどから農作物の被害防止を図るため、電気柵等設置に要する経費の一部を助成	【対象者】市内に住所を有する農業者等 【対象経費】防除施設(電気柵及び耐用性隔障物等)の新規設置及び捕獲猟具(はこわなに限る。)の購入に要する経費 (1)電気柵等の設置 【要件・補助対象経費】 ①防除施設の延長が連続して概ね500メートル以上又は農業者等が3名以上で組織する団体が防除施設を設置した場合 補助対象経費:5万円以上100万円以内の額 ②①以外で、防除施設を設置した場合 補助対象経費:5万円以上30万円以内の額 (2)捕獲猟具の購入(はこわな) 【要件】 個人で購入した場合は、1基を限度とし市長が認める地域ぐるみで組織する団体に購入した場合は、5基を限度とする。 補助対象経費:1基につき15万円以内の額	(1)①1/2以内 ②1/3以内 (2)1/2以内	(1)防除施設 ●被害防止のための、「電気柵」、「ワイヤメッシュ柵」、「トタンなどの耐用性の隔障物又はこれに類するもので市が認めるもの」 ●カタログ及び見積書を添付し申請すること。 ●事前に着手、設置することは認められません。 (2)捕獲猟具(狩猟免許所持者) ●はこわなを対象とする。くくりわなは、対象になりません。 ●個人での購入は、1年度につき1基 ●集落ぐるみでの購入の場合は、組織内に狩猟免許取得者及び銃所持許可を受けている者(駆除隊員)がいること。 ●カタログ又は設計書、及び見積書を添付し申請すること。 ●クマの脱出口取り付けに努めること(県の指導)。 ●事前に設置、着手することは認められません。
16	狩猟免許取得促進事業	野生鳥獣捕獲の従事者(狩猟者)確保と農作物被害等防止を図るため、狩猟免許取得などに要する経費の一部を助成	●狩猟免許(わな、銃猟) ●猟銃所持(要狩猟免許) 【対象者】市内に住所を有する農業者等 【要件】新たに狩猟免許の取得又は狩猟免許取得と併せて猟銃の所持許可を受ける方で、5年以上駆除隊員として駆除活動に従事できること。 【対象経費】狩猟免許取得及び猟銃等の所持許可を受けることに要する経費(物品を除く、領収書添付)	○10/10以内	●予め、講習会や免許取得のための県収入証紙代、手数料、医師の診断書など、かかった諸費用の領収書を保管し、申請時に添付すること。 ●申請時に、狩猟免許証及び銃所持許可証の写しを添付すること。また、駆除隊員となる誓約書を提出すること。 ●狩猟免許取得後、狩猟登録を行うこと。 ●狩猟登録し狩猟を経験後の翌年度において、駆除隊員となるための研修を受講すること。 ●銃や保管庫などの物品は、対象になりません。

【水源施設・多面的機能関係・農林土木係】

No.	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率(額)	備考
17	農業用水源施設設置等事業	山間地域等に存する農用地のかんがい用水を確保し、農業生産の安定を図るため、水源施設の設置又は改修に要する経費を助成	水源施設の設置又は改修をしようとする市内に住所を有する農業者 ※水源施設とはかんがい用水貯留施設及び地下水取水施設	○設置又は改修に要した経費の額と受益面積区分に応じた標準事業費の額のいずれか低い額の2/3(上限額設置20万円 改修10万円) ○受益面積が40アール以上は設置又は改修に要した経費の額の2/3(上限額 設置20万円 改修10万円)	受益面積区分に応じた標準事業費 20アール未満 設置18万円 改修 9万円 20アール以上30アール未満 設置24万円 改修12万円 30アール以上40アール未満 設置30万円 改修15万円
18	多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等)の維持・発揮を図るための地域の共同活動や、農業用施設の軽微な補修及び農業用排水路等の長寿命化を目的とした補修・更新に係る経費を助成	活動内容に応じて以下の活動組織を設立し、市の認定を受けた活動団体又は農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織 ●主な活動内容 ①農地維持支払 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的な共同活動。 ②資源向上支払(共同活動) 水路、農道等の施設の補修、植栽やピオトープづくりなどの共同活動。 ③資源向上支払(施設の長寿命化) 水路、農道、その他の農業用施設の長寿命化に伴う補修、更新等。	●交付単価 ①農地維持支払 田:3,000円/10a 畑:2,000円/10a ②資源向上支払 (共同活動) 田:2,400円/10a 畑:1,440円/10a ③資源向上支払 (施設の長寿命化) 田:4,400円/10a 畑:2,000円/10a ※取組む活動により単価が異なり、記載額は上限単価となります。	※活動組織の設立及び活動を希望される団体等においては、活動する前年度において、計画策定に向けた準備が必要となります。希望される場合は、事前に必ず相談してください。

問合せ先: 角田市農林振興課 63-2119